

イギリス為替手形法の法的地位

櫻 井 隆

1 はじめに

従来よりイギリス為替手形法については、チャーマーズ (Chalmers)⁽¹⁾ やバイレス (Byles)⁽²⁾ などが「為替手形法」(Bills of Exchange) という表題の体系書で解説をしているもの、あるいはチャードソン (Richardson)⁽³⁾ やマックローリン (Mcloughlin)⁽⁴⁾ などが「流通証券法」(Negotiable Instruments) という表題の体系書で解説をしているものもあるが、その他「商法」(Commercial Law)⁽⁵⁾、あるいは「商事法」(Mercantile Law)⁽⁶⁾ あるいは「ビジネス法」(Business Law)⁽⁷⁾⁽⁸⁾ という表題の体系書の中で解説しているものもある。

この点わが国においても同様に手形法に関する解説は、もちろん「手形法・小切手法」という表題の体系書も存在するが、「商法」という表題の体系書の中で解説が加えられているものもある⁽⁹⁾。

ところで、従来より商法の意義に関しては、形式的意義の商法と実質的意義の商法とに分け、前者は、明治32年に制定された「商法典」を指し、後者については、「企業に関する法律」であるとするのが通説であった。ところが、もし商法を企業法と解すると、手形法や小切手法は実質的意義の商法には含まれないのではないかとする見解もあった。ただし、現在手形や小切手の利用は企業の独占物ではなく、一般通常人も当然使用しているため、手形法や小切手法を企業に関する法律ととらえることはできないとの理由からである。しかし、現在の通説はたとえ実質的意義の商法を企業法と解したとしてもなお手形法・小切手法は商法に包含されると解している。ただし、たしかに手形や小切手の使用は決して企業の独占物ではないが、その多くが企業によって使用されていることもまた事実である。また、歴史的に見ても明治15年に太政官布告17号「為替手形約束手形条例」が制定され、大蔵省によって手形の普及宣伝が行われ、その後銀行が取引先企業を指導したため、手形の利用が徐々に増加したのである⁽¹¹⁾。このように当初は企業で使用され、それから一般人にも使用させるようになったという経過がある。特に小切手については、使用しているのはほとんどが企業であり、個人として利用するのは稀れなことである⁽¹²⁾。

そこで、本稿ではイギリス為替手形法が、商法あるいはビジネス法の中でどのように位置付けられているのか、すなわち為替手形法の法的地位について商法あるいはビジネス法の概念を考察しながら検討することとする。

さて、イギリスの場合、わが国のように商法を形式的意義と実質的意義の二義に分けて考察するということがない。けだし、前述したように通常形式的意義の商法とはいわゆる「商法典」をいうが、イギリスにはそもそも「商法典」なる制定法がないからである。したがって、商法を定義付けすること自体が悪名が高く、さらに困難なことであると指摘されている⁽¹³⁾。しかしながら、商法をどのように解するか、あるいはどの範囲をその対象とするのかについて正確に論ずることができなくとも、商法そのものが存在することは疑う余地のないところである。さらに、この商法の範疇が明確にされていないことはそれ程驚くべきことではないとも述べられている⁽¹⁴⁾。けだし、コモン・ローの長所は伝統的にはその実用主義にあるのであって、それゆえ、イギリス法の場合、理論的な分析はもちろんのこと、むしろ実際上の問題に対してどのように回答を与えていくかということにその意義を見出すことができるからである。この点、わが国の場合には、明治維新以来、近代国家の仲間入りをするために、法治国家としての体制を整える必要上、法典の整備が急務となり、そのため商法典についてもドイツ法を中心に、それを模倣し、したがって、まず法典を整備し、それに基づいた運用・指導というものが行われてきたのであり、この点からするならば、わが国とイギリス法とは全くその法的整備の背景や経過が大きく異なるものといわざるを得ない。それゆえ、わが国においてはドイツと同様に商法の意義について色々論じられるようになったのである⁽¹⁶⁾。

ところが、近時イギリスにおいてもビジネス法なる体系書が数多く出版されるようになった。そこで本稿では、近時のイギリスでの商法あるいはビジネス法の意義を概観しながら、為替手形法の法的地位について、就中商法と手形法との関係をどのようにとらえることができるのか否かについて考察することとする。

(注)

- (1) Chalmers and Guest, Bills of Exchange, Cheques and Promissory Notes, 15th ed., by Guest, 1998.
- (2) Ryder and Bueno, Byles on Bills of Exchange, 26th ed., 1988.
- (3) Richardson, A Guide to Negotiable Instruments and the Bills of Exchange Acts, 7th ed., 1983.
- (4) McLoughlin, Introduction to Negotiable Instruments, 1st ed., 1975.
- (5) Borrie, Commercial Law, 6th ed., 1988. Lowe, Commercial Law, 6th ed., 1983.
- (6) Keenan, Smith and Keenan's Mercantile Law, 7th ed., 1988, p.116.
- (7) Ball and Rose, Principle of Business Law, 1st ed., 1979.
- (8) わが国では「ビジネス法」は「商事法」「経営法」などと訳されているが、本稿ではそのまま「ビジネス法」として使用した。
- (9) 鈴木竹雄・手形法・小切手法あるいは高窪利一・現代手形・小切手法などがある。
- (10) 服部栄三＝北沢正啓編・商法あるいは倉沢康一郎＝奥島孝康・基礎演習商法などがある。
- (11) 三宅義夫・金融論 [新版] 126頁以下。
- (12) 田邊光政・最新手形法小切手法 [改訂版] 12頁。
- (13) Bradgate, Commercial Law, 2nd ed., 1995, p.3.

- (14) Bradgate,op.cit.,p.3.
- (15) Re State of Norway's Application [1990] 1 AC 723, [1989] 1 ALL ER 745,HL.
- (16) 鴻常夫・商法総則 4頁。

2 イギリスにおける商法の意義とその対象

(1) イギリスにおける商法の意義

通常、わが国において商法の意義を述べる場合、その意義は二義に分けて論じられている。すなわち、第一が形式的意義の商法といわれるもので、これはいわゆる「商法典」をいい、第二が実質的意義の商法といわれるもので、これには学説上争いがあるものの⁽¹⁾、現在では「企業に関する法律」であるとするのが通説である。⁽²⁾

これに対して、イギリスの場合、商法を定義付けること自体が悪名が高く、また困難なことであるといわれている。⁽³⁾ 商法学者のグード (Goode) によれば、「商法に似ていてしかも何か足りない、そのような法典があるかという問いに対して我々が回答を与えることは想像する以上に難しい」と述べ、さらに「もし商法が相対的に独立し、かつ完全な形で、しかも商取引に対する固有のルールを意味するものとした場合、そのようなものをイギリスの中で見いだすことはできないといわざるを得ない」とも述べている。⁽⁴⁾ したがって、イギリスの法曹家と同様に多くの著名な商法学者による体系書を見ても「商法」(Commercial Law)という表題で解説しており、もし反対に「商法」というものは存在しないのかと問われれば、存在しないとするものはないであろう」とも述べている。⁽⁵⁾ ところで後にグードは商法を「取引という方法において物品およびサービスの供給から生ずる権利および義務に関する法の一部である」と述べ、さらに1997年のHamlynで行われた講演では次のように述べている。すなわち「私自身が認識するところでは、商法とは、商人間の紛争に対するすべての法的な回答である」と表現している。⁽⁶⁾

この他ディズニー (Disney) によれば、「商法を厳密な定義をもって表現することは不可能であるが、あえて定義付けをするならば商法とは、ビジネス社会で行われている商取引に関する特別法の一つである」と定義し、すべての者に受け入れられるようにしている。⁽⁷⁾ またグッテリージ (Gutteridge) はその著書「契約と商法」の中で「商法の対象が商品を取り扱うことであるとしたならば、商法とは動産売買に関する契約に適用される特別な規則であり、またそこから派生する契約に対しても適用される特別な規則であると定義付けすることができる」としている。⁽⁸⁾ そしてこの場合の契約とは、「運送契約であり、貨物についての保険契約であり、売買契約に対するファイナンスを主たる目的とする契約である」としている。⁽⁹⁾

このように商法に関しては種々の定義付けがなされているが、ここで見られる定義付けに共通する一つの主題は「商的性質」ということにある。すなわち、商法とは「商業に関する法律」であり、それは商的取引に関係しているといえる。すなわちビジネス行為の過程で各当事者が

行う取引行為に関連しているといえることができる。このことは1998年商業債務遅延支払法に見いだすことができる。その前文によれば同法は「物品およびサービスの供給のための商業的契約に基づいて生ずる一定の債務の遅延の場合の利息およびその目的と関連した利息に関する規定である」としている。また、この場合の商業的契約の本質については同法第2条第1項から導き出される。すなわち同項では「本法以外の契約による物品の購入者およびサービスの供給者がビジネスの過程でそれぞれの行為によって生じた契約に適用される」としている。この場合の典型的な商業的契約とは、ある商人によって別の商人への物品の売買や供給をいうが、この他にはたとえば、物品運送契約、物品保険契約、売買契約に対するファイナンス契約、技術の賃貸借契約などがあるとされている⁽¹³⁾。

このように多くの異なった商業行為の形態が商法の範疇に含まれるが、商法の体系書の中でこれらすべてを取り上げることは不可能であり、またそれは好ましいことでもない。商法はビジネス社会の商業的な実行を促進するために実用主義的、かつ敏感な法律である。新たな商業行為を商法の中に取り入れるため、商法の内容を変更したり、あるいは発展させたりしなければならない。したがって、それにともなって商法という体系書の内容を変更したりすることも当然にあるのである⁽¹⁴⁾。

（２） イギリスにおける商法の対象

「商法の対象とは何か」という命題は、「商法とは何か」あるいは「商法は存在するか」という命題に比べ、より単純なものである。シーリー（Sealy）やホーレイ（Hooley）によれば「商法とは商業的取引を規律する法律である」と解し、物品の取引、サービスそして便宜の供与および獲得のための職業人間の協定あるいは協約であるとしている⁽¹⁵⁾。さらにこの点から商法には、つぎの4つの性質を有しているとする。第一は、商法は制度上基礎付けられるものではなく、取引上基礎付けられるものであること。第二は、消費者法が消費者という一般通常人の問題を扱うのに対して、商法は広い意味での専門家としての商人間の問題を取り扱うものであること。第三は、商法は市場における契約および慣習を中心に置いていること。第四は、商法は各関係者が正当な行為者として大量の取引に関係していること。そのため取引は典型的となり、多くが標準化された取り扱いが反復的に行われることとなる。

以上のことを基礎に商法を考えた場合、商法とは専門家でないものを対象とした特別法である消費者法を除いて使用され、また不法行為や衡平、破産さらに信託のような基本法でないものから通常導き出される多くの債務についても商法からは除外されることとなる。またパートナーシップや会社、銀行、保険会社といった基本的な構造を規律する法律もまた商法からは除かれる。しかしこのことはこれらが単に商法には属さないというにすぎないのであって、成文化するために不適當というものではない。これによって商法は契約に関係し、かつ基本的な構造や組織あるいは一般的な債務に関する法律というよりはむしろ取引行為という流れの中で動く物品やサービスと機能的に関係しているといえるであろう⁽¹⁶⁾。

では具体的に「商法」（Commercial Law）と名付けられた体系書では実際どのような項目が

取り上げられているかを見ることとする。

まず、商法の権威グードの「商法（第2版）」では、以下の項目となっている。

- 第1部 商法の基礎 (The Foundations of Commercial Law)
- 第2部 国内売買 (Domestic Sales)
- 第3部 金銭、支払および支払システム (Money, Payment and, Payment Systems)
- 第4部 担保付資金調達 (Secured Financing)
- 第5部 担保付企業金融の特別類型 (Specific Forms of Secured Business Finance)
- 第6部 企業の倒産 (Corporate Insolvency)
- 第7部 国際取引金融 (International Trade Finance)
- 第8部 商業紛争の解決 (The Resolution of Commercial Disputes)

つぎに、シーリーとホーレイの共著による「商法」では、以下の項目となっている。

- 第1部 序説 (Introduction)
- 第2部 代理法 (The Law of Agency)
- 第3部 国内売買法 (Domestic Sales Law)
- 第4部 国際売買 (International Sales)
- 第5部 為替手形および銀行 (Bills of Exchange and Banking)
- 第6部 国際取引における金融 (The Finance of International Trade)
- 第7部 債権譲渡と信用できる資金調達 (Assignment and Receivables Financing)
- 第8部 商業信用と担保 (Commercial Credit and Security)
- 第9部 保険法原理 (Principles of Insurance Law)
- 第10部 倒産法 (Insolvency Law)

以上のような構成となっている。

これらを見る限り、本稿の為替手形法については前者では「第3部 金銭、支払および支払システム」で取り扱われ、後者では「第5部 為替手形および銀行」の中で取り扱われている。

その他ブラッドゲイト (Bradgate) およびサーベイジ (Savage) などの体系書でも「為替手形」に関する記述がなされている。⁽¹⁷⁾しかしながらたとえば、ステフェンソン (Stephenson) とクラーク (Clark) との共著「商法と消費者法」(Commercial and Consumer Law) では以下⁽¹⁸⁾のような項目からなり、為替手形に関して一つの章を設けて論じているということはない。

- 1 勉強手法 (Study techniques)
- 2 改正および試験手法 (Revision and examination techniques)
- 3 商品およびサービスの品質に関する黙示の条件 (Implied terms as to the quality of goods and services)
- 4 その他商品およびサービスの契約の黙示の条件 (Other Implied terms as to the quality of goods and services)
- 5 例外規定 (Exclusion clauses)

- 6 権限, 財産およびリスク (Title, property and risk)
- 7 欠陥商品とサービス (Defective goods and services)
- 8 消費者信用合意および連帯責任の分類 (Classification of consumer credit agreements and joint and several liability)
- 9 消費者信用: 解除と撤回 (Consumer credit: Cancellation and withdrawal)
- 10 消費者信用: 終了 (Consumer credit: Termination)
- 11 取引記載: 商品に関する虚偽記載についての刑事責任 (Trade descriptions: Criminal liability in respect of false statements about goods)
- 12 取引記載 (Trade descriptions)

しかし、概ね「商法」と銘打たれた体系書では「為替手形」に関する記述があることを考えれば、商法に関する意義や概念について解釈上明確でなくとも、商法の対象に為替手形法が含まれると考えれば、為替手形法が商法の一部と考えることが一般的であろう。

(注)

- (1) 実質的意義の商法に関する学説としては、商事説と商的色彩説および企業説などがある。詳細については、田中誠二・商法総則詳論1頁以下。
- (2) 小室金之助=加賀譲治・商法要論4頁など。
- (3) Bradgate and Savage, Commercial Law, 1st ed., 1991, p.3.
- (4) Goode, Commercial Law, 1st ed., 1982, p.984.
- (5) Goode, op.cit., p.984.
- (6) Bradgate and Savage, op. cit., p.3.
- (7) Weir, "The Common Law System", International Encyclopaedia of Comparative Law Vol II Chap 2 Part 3 Para 135.
- (8) Sealy and Hooley, Commercial Law, 2nd ed., 1999, p.3.
- (9) Sealy and Hooley, op.cit., p.3.
- (10) Disney, The Element of Commercial Law, 1931, p.1.
- (11) Gutteridge, The Contract and Commercial Law, 1935, 5 ILQR 117.
- (12) Gutteridge, op. cit., 5 ILQR 117.
- (13) Sealy and Hooley, op. cit., p.3.
- (14) Sealy and Hooley, op. cit., p.4.
- (15) Sealy and Hooley, op. cit., p.3.
- (16) Sealy and Hooley, op. cit., p.4.
- (17) Bradgate and Savage, op. cit., p.3.
- (18) Stephenson and Clark, Commercial & Consumer Law, 2nd ed., 1993.

3 イギリスにおけるビジネス法の意義とその対象

(1) イギリスにおけるビジネス法の意義

ビジネス法は、経営者に対して経営を行うに当たって手助けをするために、特に組織と金融上の情報を提供することに関連している。この場合の経営には、①計画を立案すること、②計

画化すること、さらに③それを実行することの3つの内容が含まれている。⁽¹⁾

ビジネスの中にどのような性質のものを含めても、また公的な分野あるいは私的な分野で働いているかどうかにかかわらず、ビジネスマンやビジネスウーマンにとっては新たな分野や複雑な法的支配、さらには様々な法的義務に直面することとなる。

さて、このビジネス法は5つの基本単位から成り立っているが、当然これらを習得したからといって直ちにビジネス法のエキスパートになるわけではない。しかしこれらの知識が習得されることによって、ビジネスの世界に適用される様々な法律についての知識を増大させるだけでなく、つぎのような能力を発達させることができるといわれている。すなわちこの点についてハンドレイ (Handley) は、第一に、法的な論争や争点を明確にすることができること、第二に、ある一つの事件に対して法的ルールを適用することができるようになること、第三に、今後将来ヨーロッパがどのようにになっていくかという見通しをもつことができるようになること⁽²⁾の3つの点を挙げている。

ところで、この場合の5つの基本単位についてハンドレイは以下のように述べている。すなわち第一に、イギリスの裁判所や裁判によって認められた法源や法的性質などを考察することによって、イギリスの法制度を紹介するものであること。第二に、責任、パートナーシップや会社の設立および会社経営を含めたビジネス法の中で遭遇するであろう種々の法律関係を紹介するものであること。第三に、契約に関する法律を紹介するものであること。すなわち契約を締結したり、契約を通して生ずる失敗や契約に関する用語、さらには契約を履行することなどを紹介するものであること。第四に、物品を売却したりサービスを供給したりした場合に課せられる法的義務について考えるものであること。第五に、EC法を学ぶことができる。すなわち、ヨーロッパの成立やその発展および機能さらには国民的レベルでのEC法の法源、そしてヨーロッパレベルでのEC法の施行などについて課せられる法的義務について考えることができること。以上がビジネス法の基本単位であると分析している。⁽³⁾

このようにビジネス法の意義あるいはその役割について、イギリスではアメリカやわが国と比べてそれ程大きな論争とはなっていないのが現状である。ただ、近時ビジネス法と名付けられた体系書が多く出版されており、しかもチャールスワース (Charlesworth) の体系書に至っては1929年に出版された際は「商事法」(Mercantile Law)となっていた。そしてその後の改訂でもそのままであった。⁽⁴⁾ところが1991年にドブソン (Dobson) によって改訂された際、その書名が「ビジネス法」(Business Law)に改められた。⁽⁵⁾さらにこの種の体系書の多くが「ビジネス法」というタイトルで近時出版されていることは、今後ビジネス法そのものをどのように解釈するのか、あるいはどのようにとらえるのかという論争が少なからず議論されることが予想される。⁽⁶⁾⁽⁷⁾

では、具体的に「ビジネス法」(Business Law)とのタイトルでの体系書では実際にどのような内容の項目が扱われているかについて見ることにする。

まず、前述したドブソン (Dobson) によって改訂された「ビジネス法」(第16版)では、以下

イギリス為替手形法の法的地位（櫻井隆）

のような項目となっている。⁽⁸⁾

第1章 契約 (Contract)

第2章 雇用契約，代理そしてパートナーシップ (Contract of Employment, Agency and Partnership)

第3章 動産売買，貸借取引，消費者信用 (Sale of Goods, Hire-Purchase and Consumer Credit)

第4章 国際取引 (International Trade)

第5章 競争 (Competition)

第6章 流通証券 (Negotiable Instruments)

第7章 商業証券 (Commercial Securities)

第8章 保険 (Insurance)

第9章 陸上，海上，航空運送 (Carriage by Land, Sea and Air)

第10章 営業秘密，特許，商標，著作権 (Trade Secrets, Patents, Trade Marks, Copyright)

第11章 破産 (Bankruptcy)

第12章 仲裁 (Arbitration)

ちなみに、それまでの「商法」というタイトルの下での体系書の項目は以下の通りである。⁽⁹⁾

第1章 契約 (Contract)

第2章 雇用契約，代理そしてパートナーシップ (Contract of Employment, Agency and Partnership)

第3章 動産売買，貸借取引，消費者信用 (Sale of Goods, Hire-Purchase and Consumer Credit)

第4章 競争 (Competition)

第5章 流通証券 (Negotiable Instruments)

第6章 商業証券 (Commercial Securities)

第7章 保険 (Insurance)

第8章 陸上，海上，航空運送 (Carriage by Land, Sea and Air)

第9章 破産 (Bankruptcy)

第10章 仲裁 (Arbitration)

両者を比べると、前者のビジネス法の体系書では、新たに「第4章国際取引」と「第10章営業秘密，特許，商標，著作権」の2つの章が付け加えられたことが分かる。

つぎに、前述したハンドレイによる「ビジネス法」では以下のような項目となっている。⁽¹⁰⁾

単位1 イギリスの法制度 (The English Legal System)

単位2 法律関係 (Legal Relationships)

単位3 商業契約 (Business Contracts)

単位4 売主／生産者の非契約的義務 (Non-Contractual Obligations of the Seller Pro-

ducer)

単位5 EC法 (European Community Law)

ここで注目されるのは、本書では為替手形法に関する詳細な記述がないということである。しかも本書以外にもたとえば、ボンド (Bond) とカイ (kay) の共著を初め⁽¹¹⁾、多くのビジネス法というタイトルの体系書においても為替手形に関する詳細な記述がない⁽¹²⁾。この点からすれば、為替手形法がビジネス法の対象となるか否かは不確定であるといえる。

(注)

- (1) Handley, Clevenger, Vaughan, Birtwistle, O'Neill and Wall, *An Active Learning Approach Business Law*,xiv.
- (2) Handley, Clevenger, Vaughan, Birtwistle, O'Neill and Wall, *op.cit.*,xiv.
- (3) Handley, Clevenger, Vaughan, Birtwistle, O'Neill and Wall, *op.cit.*,xiv.
- (4) Schmitthoff and Sarre, *Charlesworth's Mercantile Law*, 13th ed.,1977.
- (5) Dobson, *Charlesworth's Business Law*,17th ed.,1997.
- (6) Bond and Kay, *Business Law*, 2nd ed.,1995. Slorach and Ellis, *Business Law*.King and Barlow, *Business Law*, 2nd ed.,1994. Kelly and Holmes, *Principles of Business Law*, 1997.
- (7) Marsh and Soulsby, *Business Law*, 5th ed.,1996,p.xiv.
- (8) Dobson, *op. cit.*,vii.
- (9) Schmitthoff and Sarre, *op. cit.*,vii.
- (10) Handley, Clevenger, Vaughan, Birtwistle, O'Neill and Wall, *op. cit.*,p.1.
- (11) Bond and Kay, *op. cit.*,p.1.
- (12) Slorach and Ellis, *op. cit.*,p.1. King and Barlow, *op. cit.*,p.1. Kelly and Holmes, *op. cit.*,p.1.

4 イギリスにおける為替手形法の法的地位

以上見てきたようにイギリスにおける為替手形法の位置付けは必ずしも明確となっていない。その理由として第一に、本稿の目的であるイギリス為替手形法が商法の対象に含まれるかどうかという点では、そもそもイギリスには「商法典」なるものが存在しないため、形式的意義における商法がない。そのために実質的意義における商法についても余り論じられておらず、そのようなことについて論じること自体が無意味であるとの主張さえあるのが現状である⁽¹⁾。

第二に、第一との関連でいうならば、わが国が制定法主義であるのに対して、イギリスの場合は判例法主義であり、そのため一つの事件に対してどのような判決を下すことが妥当なのかという点に重点がおかれている。この点については商法に関しても同様であり、しかもイギリスの場合「商法典」という名称の法典はない。しかしながらたとえ「商法典」という名称の法典はなくとも、わが国の商法典に規定されている内容と同様のものが各々個別の法典となっており、たとえば会社法や保険法などがそれである⁽²⁾。そしてそれらは長い間の判例の集積によって出来上がったものであるが、本稿のイギリス為替手形法も1882年にビクトリア帝即位第45年および第46年にわたる議会法律第61号 (45&46 Vict.ch.or c.61) をもって制定公布されたもの

であり、この為替手形法を起草したのはサー・マッケンジー・ダルゼル・チャーマーズ（Sir Mackenzie Dalzell Chalmers）である。氏は、イギリスの裁判官であり、かつ手形法学者であった。氏によれば、この為替手形法は従来の慣習や慣行（customs and usages）、それに先例（precedent）および制定法（statute laws）を整理、体系化したものであると述べている⁽³⁾。そのため商法とは何か、あるいは為替手形法は商法に含まれるか否かという論争よりも現実に目前の事件をどのように解釈し、判決を下すことが正義・公平に合致するかという視点から考察する傾向性が強く、わが国を初めとする制定法主義の国々のように、ある一つの概念規定について論争しながら法律を制定していくという国々とは根本的に異なる背景となっているといえる⁽⁴⁾。したがって、その結果として1930年の統一手形法条約や1931年の統一小切手法条約について、イギリスは批准をしなかったのである。すなわち、その条約の内容がイギリスで行われてきた従来からの慣行や手形法の規定あるいは解釈からは到底受け入れることができない内容となっていたためである⁽⁵⁾。

このように考えると今後ともビジネス法あるいは商法の概念についての論争が活発になるかどうかはその推移を見守らねばならない。

第三に、前述したようにわが国の場合、手形や小切手の利用が企業の独占物ではないものの、一般のビジネスマンや市民の多くが個人として手形や小切手を使用することはそれほど多くはないといえる。たしかに個人用小切手（パーソナルチェック）があるものの、わが国の場合、手形署名に関して他の諸外国と異なり「印鑑」による手形署名ということが一般的であり、そのため届出印鑑制度の下で自署のみの署名とされる個人用小切手はわが国の国民性から受け入れにくいという背景があったものと思われる⁽⁶⁾。

それに対して、イギリスの場合はわが国と比べ、近時たとえカードによる支払が多くなってきているとはいえ、一般人がごく当たり前のように手形や小切手を使用することもまた現実であるといえる。この点について著者は昨年一年間イギリス・マンチェスター大学法学部に在在外研究する機会を得た。その際、市民生活の中で手形や小切手、特に小切手がどの程度利用されているかについて若干の実態調査を行った。

具体的には、日時は、2000年11月24日の金曜日午後2時からと同年12月6日水曜日午後4時からの2回、合計100名について実施した。調査場所は、大手スーパーマーケットのテスコ（TESCO）のディズベリー店（Didsbury）である。調査内容は、レジでの支払方法について、①現金による支払、②カードによる支払、③小切手による支払のいずれで支払がなされたかについて調査を行った。その結果、第1回目の11月24日の場合は、①現金による支払17名、②カードによる支払28名、③小切手による支払1名という調査結果であった。続く第2回目の12月6日の場合は、①現金による支払20名、②カードによる支払32名、③小切手による支払2名という調査結果であった。これらを合計すると、①現金による支払37名、②カードによる支払60名、③小切手による支払3名という調査結果であった。このようにごく普通のスーパーマーケットで通常の夕食などの買い物の際にも少なくとも3%の人が小切手による支払を行っている。

もし同様の実態調査をわが国で行った場合、当然100%に近い人が現金による支払という結果となっていたであろうことは十分予想されることである。わが国の場合、高級デパートや高級レストランなどごく一部の店舗でカードによる支払が行われているものの、個人として小切手で支払をするということはほとんどないというのが現実である。このように見てくるとわが国と比較した場合、イギリスでは必ずしも小切手が企業の独占物であるとはただちにはいえないように思われる。

この点についてさらに、筆者は同じく在外研究期間中にイギリス人を中心に長年イギリスで生活する現地の人々に対して小切手の利用に関するアンケート調査もまた実施した。調査内容および結果は以下の通りである。

<当座預金口座（小切手）利用に関する実態調査>

Q 1 性別

- a 男性 [15名] b 女性 [32名]

Q 2 年齢

- a 20-29才 [4名] b 30-39才 [11名]
 c 40-49才 [15名] d 50-59才 [14名]
 e 60-69才 [2名] f その他 [1名]

Q 3 あなたは当座預金口座を開設していますか。

- a はい [46名] b いいえ [1名]

Q 4 “Q 3”で「a はい」と回答された方へ

(1) 何時あなたは当座預金口座を開設しましたか。

- a 20-29才 [21名] b 30-39才 [9名]
 c 40-49才 [1名] d その他 [14名]

(2) あなたは支払方法として最もよく利用するのは以下のうちどれですか。

- a 現金 [11名] b 小切手 [1名] c カード [30名]
 d その他 [2名]

(3) あなたは小切手で支払をする場合、最低どのくらいの金額から小切手を利用しますか。

- a 10ポンド以下 [19名] b 10ポンド以上 [16名]
 c 20ポンド以上 [2名] d 30ポンド以上 [4名]
 e その他 [4名]

(4) あなたの小切手ギャランティー・カードの保証金額はいくらですか。

- a 50ポンド以下 [7名] b 50ポンド以上 [18名]
 c 100ポンド以上 [14名] d その他 [1名]

(5) あなたは小切手の使い方をどのようにして学びましたか。

- a 本から [1名] b 銀行から [8名]

c 家族あるいは友人から [33名] d その他 [4名]

(6) あなたはこれまでに小切手について何か問題点が発生したことがありますか。

a はい [7名] b いいえ [38名]

(7) (6) で「a はい」と回答された方は、その問題点について記述して下さい。

- ① 小切手ギャランティー・カードを紛失してしまった。
- ② 暗証番号を忘れてしまった。

Q 5 “Q 3” で「b いいえ」と回答された方へ

(1) あなたは何故これまで小切手を使わなかったのですか。

- a 小切手を利用する必要性がなかった。
- b これから当座預金口座を開設しようと考えている。 [1名]
- c その他

以上がアンケート項目および回答結果である。

さて、以上のアンケートの調査結果より以下のことがわかる。

第一に、調査対象者のうち、98%の人が当座預金口座 (Current Account) を開設しているということである。しかも個人名義の当座預金口座を開設している。この結果はわが国と比べた場合極めて高い数値であり、小切手の利用が一般化、通常化しているということがうかがえる。

第二に、当座預金口座を何時開設したかに関しても20代が47%、30代を含めると67%となる。いかに若い年齢の段階から当座預金口座を開設し、小切手を利用しているかがわかる。筆者自身昨年イギリスでの在外研究に際して、現地のバークレイ銀行 (Barclays Bank) ディズベリー支店 (Didsbury) に当座預金口座を開設したが、その際提示した書類は「学術研究員ビザが押捺されたパスポート」と「マンチェスター大学法学部客員研究員受入証明書」の2点のみであった。現地の銀行実務家の聞き取り調査でも、日本と同様にイギリスにおいても当座預金口座開設に当たってはどの銀行も十分な身元確認や信用照会などを行っているとのことであったが、反面わが国の場合30代はともかく20代で当座預金口座を開設するのは容易ではなく、この点でもイギリスでは当座預金口座そのものが一般的に利用されている口座の形態であることがうかがえる。わが国の場合、一般的に開設する銀行預金口座は「普通預金口座」ないしは「総合口座」が普通である。これと異なりイギリスにおいては銀行口座として「当座預金口座」の開設が一般的であり、これによって一般的な生活の中での支払手段がカードや現金が多いものの、わが国と比べてはるかに高い割合で小切手が使用されることとなる。したがって、わが国の場合、商法を企業に関する法律であると解すると、小切手が一般大衆化したとしてもまだ企業を中心として使われていることを考えると、商法の中に手形法・小切手法が含まれると解することが妥当であると考え、イギリスの場合はわが国と同様に解することはできないものとする。

第三に、支払手段として最もよく利用されているのがカードであることはある程度予想されたことであるが、回答者のうち13%の人が小切手による支払であると回答したことは、わが国

における小切手の利用形態とはかなり異なり、一般人の中に今もって小切手が浸透していることが分かる。

第四に、小切手で支払う場合、最低いくらぐらいから利用するかとの問いに対しても、42%の人が10ポンド（約1800円）以下でも使用すると回答している。このようにイギリスではかなり少額の場合でも小切手が利用されていることが分かる。筆者自身もガソリンスタンドでのガソリン代の支払のために何度も小切手で支払をしたという経験がある。

第五に、わが国の場合、手形や小切手を使用するものが特定の者に限られているが、イギリスの場合は、依然として一般大衆の支払方法として小切手が定着していることが分かる。しかもその小切手の使用方法についても、73%の人が家族や友人から学んだと回答しており、これはいかに小切手が長い間一般大衆の中で使われ続けてきたかという証左であろう。

第六に、回答者のうち16%の人が当座預金口座の使用に関して個人として何らかのトラブルが生じたと回答しているが、これも反面、わが国と異なり小切手の使用が一般大衆の間にまで広く浸透しているために、このように大きな割合となっていると思われる。

以上のことが実態調査およびアンケート調査より明らかになるであろう。

このような理由よりイギリスの場合、為替手形法と商法との関係についてはわが国のような明確な形で議論がなされているということはないものの、ビジネス法や商法の意義そのものの概念については今後より活発な議論がなされると思われ、またそれにともなって為替手形法と商法との関係についても議論がなされるようになるのではないだろうか。

(注)

- (1) Bradgate and Savage, op. cit., p.3.
- (2) 会社法については、Companies Act 1985があり、保険法については、Marine Insurance Act 1906がある。
- (3) Holden, The History of Negotiable Instrument in English Law, 1955, p.199.
- (4) Bradgate, op. cit., p.4,
- (5) 道田信一郎「統一手形法と英米手形法」手形法・小切手法講座第1巻23頁。
- (6) 櫻井隆・レジュメ商法講義38頁。

5 わが国における手形法の法的地位

わが国における手形法の法的地位に関しては、手形法と商法との関係として論じられている。すなわち、手形法は商法の一部として解することができるか否かということである。この点については前述したように商法の意義をめぐって学説上対立があるが、現在の通説は商法を企業法と解している。ところが、商法を企業法と解した場合、現在の手形や小切手の利用状況を考えた場合、手形法が商法の一部であるとは解せないのではないかとの疑問が生じた。この点について手形制度が企業者以外の一般通常人にも広がっている現在においては、手形法は商法の一部ではないとの見解もある。⁽¹⁾しかし、これに対しては商的色彩説の立場から「商法の特徴が

最も濃厚な制度を商法外に追放する」ものであるとの批判がある。⁽²⁾そこで同じ企業説の立場からも「手形が今日でも実際には主として企業生活との関連において利用されていること、また手形法がいわゆる商法の特徴と認められる諸々の特色を最も典型的に帯有していること」から手形法は商法の一部であるとの見解もある。⁽³⁾さらに服部栄三教授は「手形法が商法の一部と解される場合には、手形法が一般商法と共通に有する性格ないし特色、たとえばその技術的性格や取引安全の高度の要請などが注目されるのであるが、手形に関する法律関係はむしろ有価証券としての独自の特色を示している」として「これを商法的法律関係の一部として考えても、果たして実際にどれだけの意義があるか疑問である」と述べている。⁽⁴⁾しかし、筆者はわが国の場合は、手形法は商法の一部であると解する。その理由として第一に、歴史的に見た場合、現在の手形法や小切手法は1930年統一手形法条約および1931年統一小切手法条約の批准を受けて、国内法を整備したが、それ以前は明治32年制定の「商法典第4編」に手形・小切手は包含されていた。しかも現在の商法典においても手形行為に関する行為を商行為と規定している（商501・4号）。このように歴史的に見た場合手形法は商法の一部と解した方が素直な解釈である⁽⁵⁾と考える。第二に、手形の利用の実態を見た場合、たしかにわが国においては手形や小切手の利用は企業の独占物ではないが、その多くが企業社会の中で利用されていることも事実である。この点は前述した筆者が実施したイギリスでの実態調査からも明らかである。したがってこの点からも、わが国においては手形法は商法の一部と解することが利用実態からも妥当である⁽⁶⁾と考える。第三に、わが国の「商法」と名付けられた体系書の多くも、その内容の項目の中で手形法についての解説を行っている。⁽⁷⁾この点からも手形法は商法の一部と解した方が実態に合致したものと考える。さらにビジネス法との関連でいうならば、わが国の場合、「ビジネス法」と名付けられた体系書においても手形法の解説はその範囲とされており、⁽⁷⁾その意味では、手形法はビジネス法の一部であるともいえるであろう。

(注)

- (1) 西原寛一・日本商法論第1巻289頁、大隅健一郎・商法総則39頁、石井照久・商法総則（商法I）17頁。
- (2) 田中耕太郎「方法としての商的色彩」竹田省先生古希記念（商法の諸問題）25頁。
- (3) 大森忠夫・新版商法総則講義10頁。
- (4) 服部栄三・商法総則12頁。
- (5) 鈴木竹雄・商法研究134頁、竹内昭夫「企業法の地位と構成」現代企業法講座1巻23頁。
- (6) 実方正雄・再訂商法講義344頁以下、大野實雄・商法講義下巻367頁以下。
- (7) 榎原猛編・ビジネス法の常識〔改訂版〕46頁以下、山本忠弘・高木清秀・久保田富也編著・ビジネス法入門178頁以下。

6 おわりに

以上のようにイギリスの場合、わが国と異なり為替手形法の地位をめぐっては余り論じられ

ていない。わが国の場合は、現行商法がドイツ法を継受したという経緯から商法の意義に関する論争もドイツ法から影響を受けている。そのため従来より学説上争いがあった。しかもそれを踏まえ手形法・小切手法が商法に含まれるか否かをめぐっても論じられてきた。わが国の場合、明治32年の現行商法制定以来、商法という形式的意義の商法が存在するのに対してイギリスの場合には、商法典そのものが存在しないという根本的な違いが両者には大きいように思われる。ただ、今日イギリスにおいても「商法」という体系書から「ビジネス法」という体系書が多く出版されるようになり、「商法とは何か」、「ビジネス法とは何か」ということをめぐって少しずつではあるが、論じられるようになってきた。さらに大学における開講講座の名称についても変化が見られるようになってきた。たとえば、筆者の在外研究先であったマンチェスター大学法学部では、従来は「商法」という名称の講義が開講されていたが、現在ではそれは細分化され、具体的には、「法と経済」(Law and Economics)や「法、ビジネスおよび経営に関するケース・スタディー」(Law, Business and Management Case Studies)などの講座名に変わった。このように商法を細分化するとともにその具体的な講座の内容を示し、他の隣接法域と関連させた講座が開講されている⁽¹⁾。

このようにイギリスの場合、今後ビジネスの概念を含めビジネス法そのものの概念や定義について論じられると思われるが、それはある意味ではこれからといったところである。またそれとともに為替手形法の地位をめぐっての論争も生ずるのではないだろうか。

ともかくわが国においてもビジネス法の概念をめぐっては今だ確立されておらず、これからという感があるが、イギリスと同様に、今後はわが国においてもビジネス法の概念をめぐっての論争が展開されるであろうし、その際はわが国手形法・小切手法の地位をめぐっても同様の論争が生ずることとなる。

その意味からも、今後もイギリスにおけるビジネス法の概念論争はわが国にとって有益な議論となることは疑いのないところである。

なお、本稿は2000年3月26日より2001年3月28日までの一年間、イギリス・マンチェスター大学法学部において客員研究員として「日英手形法の比較法的研究」をテーマに研究した際の在外研究の報告の一部としてまとめたものである。

(注)

(1) The University of Manchester Faculty of Social Sciences and Law, Handbook 2000/2001, pp.100-113.

(あとがき)本稿に述べたイギリスでの手形小切手の利用実態については、本学の菊池英博教授よりご紹介頂いた東京三菱銀行ヨーロッパ・プランニング・ディビジョン・ジェネラルマネージャーの山田節雄氏およびマネージャーの小林昭文氏より数々の有益なご助言を賜ったことを付記するとともに三氏に対して心より御礼申し上げます。